協同組合日本接骨師会
副会長　真竹晴己様

別添のとおり、回答文を送付させていただきます。よろしくお願いします。

令和２年１０月２７日

生活課

令和２年１０月２７日

協同組合日本接骨師会
　副会長　真竹　晴己　様

福祉部
生活課長

生活保護被保護者の接骨院受診について

平素より、被保護者の受診に際しご協力いただき厚くお礼申し上げます。

今回発生しました以下の事例について、貴会および　　院長先生、並びに該当被保護者に対しご不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

関係者の皆様に対しお詫びを申しますとともに、今後こうしたことが再発しないよう、当該地区担当職員及び課内職員に対して下記２、３の通り指導いたしました。

記

１(1)　被保護者が来所し、　　整骨院への受診を希望した際、地区担当職員の認識違いから、同院への受診には医師の同意が必要であると受け取られる説明を行ってしまったこと。

(2)　別の被保護者が　　整骨院に受診しており、地区担当職員が、同院への受診前には医療機関にてＸ線受診は不要であると、明確な説明を行わなかったこと。

２　医療扶助の給付制度の趣旨・内容をそれぞれの地区担当職員に再確認させ、今後は医療扶助の給付制度に基づいた説明を丁寧に行い、整骨院・接骨院の皆様と患者様にご迷惑をおかけすることのないよう、厳正に指導いたしました。

３　課内職員に対し、今回の指導事実を周知するとともに、平成１３年１２月１３日付社援保発第５８号　厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」及び平成２９年３月３日付厚生労働省社会・援護局保護課医療係からの事務連絡「柔道整復師の施術に係る医療扶助の給付について」を再度周知し、同通知・事務連絡の趣旨を十分理解させ、法令を遵守して業務に臨むようにいたしました。